

やまがた地鶏振興協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「やまがた地鶏振興協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局を新庄市大字鳥越字一本松1076、山形県農業総合研究センター畜産研究所（以下「研究所」という。）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、山形県内におけるやまがた地鶏の生産から流通、販売までの振興を組織的に推進し、やまがた地鶏の銘柄確立に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係機関、関係団体と緊密な連携のもとに次の事業を行う。

- (1) やまがた地鶏の飼育技術向上及び生産体制に関する事項
- (2) やまがた地鶏の生産物に関する事項
- (3) やまがた地鶏生産物の流通・販売に関する事項
- (4) やまがた地鶏の指定業者に関する事項
- (5) やまがた地鶏の銘柄確立に関するその他の事項

第2章 会 員

(会 員)

第5条 協議会の会員は、県内においてやまがた地鶏の生産、流通、販売に関わる者で、本協議会の目的に賛同する個人、法人及び教育機関とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は入会申込書（規約様式1）及び誓約書（規約様式2）を提出し、入会金を納付しなければならない。

(会費及び会費等の不返還)

第7条 会員は、定められた会費を納付しなければならない。会費の額及び納付期限は総会において定める。

2 一度納付された会費及び入会金は、年度途中で退会し、又は除名された場合にあっては返却しない。ただし誤って入金した場合はこの限りではない。

(退 会)

第8条 退会しようとする者は、退会届（規約様式3）を提出しなければならない。

(処 分)

第9条 会員が協議会の目的に反する行為を行ったときは、総会において他の会員の一致により当該会員を除名することができる。

(支部組織の設置)

第10条 協議会は、必要に応じて支部組織を置くことができる。

第3章 役 員

(役員の定数及び専任)

第11条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 1名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の在任期間とする。

(役員の選任及び職務)

第12条 役員は会員から総会において選出する。会長及び副会長は会員の互選により選出する。監事は会長が指名する。

(1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

(3) 監事は協議会の業務及び会計を監査し、総会にその結果を報告する。

(顧 問)

第13条 協議会は顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第14条 会議は総会、役員会及びその他の会議とする。

(会議の招集)

第15条 総会は年1回の開催とし、会員の過半数の出席をもって成立する。協議会の運営に必要な一切の事項を審議し、出席者の過半数の同意により決定する。ただし、役員会において必要とされた場合は臨時総会を開催することができる。

2 役員会及びその他の会議は随時会長が招集し、必要事項を協議する。

(議 長)

第16条 会議の議長は会長が指名する。

(決定事項の遵守)

第17条 協議会の会員は、会議で決められた事項を遵守しなければならない。

第5章 事務局

(事務局長及び事務局員)

第18条 会長は予め研究所長の同意を得て、事務局長及び事務局員を研究所の職員から指名する。

2 協議会の運営に係る軽微な事項は、会長の了承を得て、事務局長の専決事項とする。

3 事務局は、協議会の運営に係る書類・帳簿として、事業綴り、収支表、通帳を備え付けておかなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第20条 会費、助成金その他の収入により構成される。

2 協議会の経費は、会費、助成金その他の収入をもってこれにあてる。

第7章 補則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

付則

(施行年月日)

附 則 本規約は、平成17年3月3日から施行する。

附 則 本規約は、平成18年6月22日から施行する。(副会長2名)

附 則 本規約は、平成20年5月14日から施行する。(会員の除名追加)

附 則 本規約は、平成21年5月21日から施行する。(会員、団体の定義、会員申込書及び誓約書改正)

附 則 本規約は、平成21年11月4日から施行する。(会員、法人の定義、会員申込書)

附 則 本規約は、平成22年3月17日から施行する。(全面改正)

附 則 本規約は、平成25年6月7日から施行する。(役員の選任、会議の招集)

附 則 本規約は、令和7年6月11日から施行する。(事務局、役員の定数及び専任、役員の選任及び職務、事務局長及び事務局員、実施細則)

実 施 細 則

規約第21条の規定により、実施細則を次のとおり定める。

I 第4条（事業）関係

1 飼育技術向上及び生産体制に関する事項

（飼養管理マニュアル）

- （1）やまがた地鶏の品質確保・生産技術の平準化に資するため、別に「飼養管理マニュアル」を定める。飼育は、「飼養管理マニュアル」に従うこと。特に、飼育期間、飼育方法（平飼い飼育）、飼育密度、飼料の管理については厳守すること。

（生産計画）

- （2）会員は、必要に応じ役員（監事を除く。以下同じ。）、事務局、関係機関及び関係団体と緊密な連携のもと生産計画書（細則様式1）を作成するものとする。特に新規入会希望者については、事務局は提出された生産計画の規模、労働力に無理がないか等調査するものとする。

（生産施設）

- （3）役員は各総合支庁担当者の協力を得て、必要に応じやまがた地鶏の生産施設について本実施細則、飼養管理マニュアルに掲げる基準を満たすか調査するものとする。

（種卵の管理）

- （4）種卵の譲渡を受けた会員は、譲渡数・譲渡日について、飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の種卵孵化台帳に記帳すること。

（孵化）

- （5）種卵は協議会が指定した孵化場で孵化するものとし、孵化した雛は全て会員が買い取ることとする。

ただし、会員が飼養管理マニュアルに定める生産施設の条件を満たす孵化施設を有する場合は、畜産試験場から直接種卵の譲渡を受け自ら孵化できるものとする。

なお会員は、孵化を行ったときは孵化状況について飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の種卵孵化台帳に記帳するとともに、その内容についてそのつど試験場に報告（細則様式2）すること。

（雛の譲渡）

- （6）自ら孵化を行った会員は、初生雛又は中雛を会員に譲渡するものとし、会員以外には譲渡しないこと。

また、雛の譲渡状況について飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の種卵孵化台帳に記帳し、その内容をそのつど協議会に報告（細則様式3）すること。また、譲渡する雛は必ずマレック病ワクチン接種済みのものとする。

（繁殖の禁止）

- （7）やまがた地鶏を交配に供しないこと。

(飼料の給与)

- (8) 飼料は、やまがた地鶏の品質確保のため、飼養管理マニュアルに即して給与すること。未利用資源等の選択については、各総合支庁担当者に相談するとともに、役員の下承を得たうえで、やまがた地鶏の銘柄確立を損なわないよう飼養管理マニュアルに準じて給与すること。

2 生産物に関する事項

(食鳥処理)

- (1) 会員は、やまがた地鶏を食鳥処理する際は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく山形県内の認定施設を利用すること。ただし、家畜伝染病等の発生により当該施設が使用できない場合は、他県での処理も認めることとする。なお、処理状況を飼養管理マニュアルで定める飼養管理記録簿の食鳥処理台帳に記帳するとともに、当該年度の処理状況について翌年4月末まで事務局に報告すること（細則様式4）。

(販 売)

- (2) 会員は、やまがた地鶏の販売に当たっては管轄保健所から食肉販売業の営業許可を取得すること。なお、包装済みのやまがた地鶏を販売する限りにおいては、管轄保健所へ営業届出を提出すること。

やまがた地鶏として販売するのは食肉・内臓・ガラ・協議会が定める品目の加工品とし、必ず180日齢以内に食鳥処理されたものに限ること。

やまがた地鶏以外の鶏肉をやまがた地鶏と混合又は偽証して販売してはならない。

なお、卵はやまがた地鶏を出荷するまでの副産物に過ぎないことから、やまがた地鶏由来のものとしては販売しないこと。

販売状況を飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の製品管理台帳に記録し、当該年度の販売状況について翌年4月末まで事務局に報告すること（細則様式4）。

(加工品)

- (3) 販売できる加工品は別表1に掲げるとおりとする。

加工を行った場合は飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の製品管理台帳に記帳すること。また、当該年度の加工状況について翌年4月末まで事務局に報告すること（細則様式4）。

加工の原料は180日齢以内に食鳥処理されたやまがた地鶏肉で、食鳥処理後1年未満のものに限定して使用すること。

(表 示)

- (4) 地鶏肉を譲渡・販売するときの表示は、「やまがた地鶏」とし、飼養管理マニュアルの表示販売使用例に従うこと。「山形地鶏」や「ヤマガタ地鶏」、「山形路鶏」等使用例にない表示はしないこと。また、市町村等の産地名等を強調して表示する場合においても、「やまがた地鶏」の名称を省略しないこと。

3 生産物の流通・販売に関する事項

(ペロリンマーク及び商標登録マークの使用について)

- (1) やまがた地鶏の流通・販売時には、会員は銘柄確立を図るため、ペロリンマーク及びやまがた地鶏商標登録マーク（第5204930号）を使用するものとする。また、食肉販売業者

や加工業者等の取引先にも、ペロリンマーク、商標登録マークの使用を依頼するものとする。

(ペロリンマークの使用方法について)

- (2) ペロリンマークは協議会として、おいしい山形推進機構へ年度末に会員名及び使用実績を報告する必要があるので、会員は使用のつど飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の製品管理台帳に記帳し、当該年度の使用状況を翌年4月末まで事務局に報告すること(細則様式4)。

(商標登録マークの使用方法について)

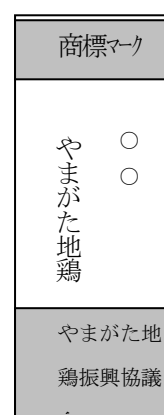
- (3) やまがた地鶏商標登録マーク使用管理要領を遵守すること。商標登録マークは事務局で一括管理する。会員は使用のつど飼養管理マニュアルに定める飼養管理記録簿の製品管理台帳に記帳し、当該年度の使用状況を翌年4月末まで事務局に報告すること(細則様式4)。

(広告等について)

- (4) ポスター及びのぼり旗(卓上のぼり旗を含む)については、地域ごとにオリジナル性を付与したものを作成してもよいが、やまがた地鶏商標マーク及び「やまがた地鶏振興協議会」の名称を必ず入れることとする。

(共同販売)

- (5) 品質及び包装の統一が図られる場合には、共同で販売をすることができる。



(品質の確保)

- (6) 食鳥処理した地鶏肉の品質を確認するため、検査機関の指導のもと、少なくとも年1回は糞便系大腸菌群、サルモネラ、カンピロバクター等の食中毒菌について自主検査を行うよう努めることとする。

陽性が確認された場合は改善されるまで生食での販売は行わず、関係機関の指導を仰ぎ対策を講じること。

4 指定業者に関する事項

(業者の指定)

- (1) 協議会は、必要に応じて孵化、食鳥処理、加工及び販売業者の指定を行う。

(指定の方法)

- (2) 役員は各総合支庁担当者の協力を得て、事前に対象業者の意向を確認するとともに、その業務内容や施設の管理状況を調査して指定業者としての適格性を審査する。審査の結果役員全員が適格と認めた場合は、協議会は業者に対し誓約書(細則様式5~8)の提出を求め、業者からの誓約書の提出をもって指定したものとする。

(指定後の状況確認)

- (3) 役員は各総合支庁担当者の協力を得て、指定した業者の業務内容や施設の管理状況について必要に応じ現地調査を行うとともに、問題があると認められる場合は関係機関と連携してその改善指導を行う。

(指定の取消し)

- (4) 指定業者が誓約書に違反した場合又は業者から指定取り消しの申し出があった場合は、関係する会員と協議のうえ、役員全員の一致により協議会は指定を取消することができる。

(会員への周知)

- (5) 役員は、業者の指定やその取消しに当たっては広く会員から意見を聞くとともに、指定の状況について会員への周知に努めるものとする。

5 銘柄確立に関するその他の事項

(産地証明書の発行)

- (1) 会員は、取引先から産地証明書の提出を求められた場合には、細則様式9により作成し提出することとする。

(会員の責任)

- (2) やまがた地鶏の生産、処理、販売その他の過程において、品質等に会員の責に帰する理由による事故その他問題が生じたときは、当該会員が自らその責任を負わなければならない。なお、問題进行处理した際は、事務局に顛末を報告すること。

(役員等の指導及び会員同士のチェック体制)

- (3) 規約、実施細則、飼養管理マニュアルの遵守状況を確認するため、役員は各総合支庁担当者の協力を得て、必要に応じて別表2に基づき実態調査を行い、遵守されていない事実が認められた場合には指導を行うこととする。

(記帳)

- (4) やまがた地鶏の飼育に当たっては、飼養管理マニュアルで定める飼養管理記録簿に必要事項を記帳すること。飼料購入台帳、衛生管理台帳は2年間保存すること。

II 第6条（入会）関係

(生産計画書の提出)

- (1) 入会しようとする者は、入会申込書の提出に先立ち事前に本細則Ⅰの1の(2)の生産計画書を提出するものとする。

(生産計画の承認)

- (2) 事務局は各総合支庁担当者の協力を得て、提出された生産計画書及び本細則Ⅰの1の(3)の生産施設を調査し、妥当なもの判断されたときは当該生産計画を承認するものとする。なお、必要に応じて役員が同行することができる。

(入会申込書及び誓約書の提出並びに入会金の納付)

(3) 入会しようとする者は、提出した生産計画について会長の承認を得られたときは入会申込書及び誓約書を提出し、速やかに入会金を納付するものとする。入会金の納付が確認された時点をもって入会とする。

Ⅲ 第9条（処分）関係

会員が本細則Ⅰの5の（3）の改善指導に応じず、本協議会の規約、実施細則又は飼養管理マニュアルが遵守されない事態が生じた場合は、協議会の目的に反する行為を行ったものとして規約第9条により処分することができる。

Ⅴ 第17条（決定事項の遵守）関係

(委託先の指導)

法人会員が生産を別の者に委託する場合は、法人責任者は委託先の生産者氏名を事務局に提出するとともに、委託先の生産者に対して本細則及び飼養管理マニュアルに即した生産を遵守するよう指導を徹底しなければならない。